

志摩広域消防組合建設工事等指名停止措置要綱

(平成24年3月27日)
(訓令第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、志摩広域消防組合が発注する建設工事等の入札に当たり、有資格業者の指名停止に関し必要な事項を定め、契約事務の公正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品購入その他業務委託に関する事業をいう。
- (2) 有資格業者 志摩広域消防組合競争入札資格者名簿及び志摩広域消防組合を構成する市町の建設工事、測量・建設コンサルタント業務に関する競争入札資格者名簿に登録された業者をいう。
- (3) 志摩広域消防組合発注工事等 志摩広域消防組合が発注する建設工事等をいう。
- (4) 役員等 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人にあっては、その者及び支配人
- (5) 使用人 役員等以外の職員をいう。
- (6) 指名停止 有資格業者が別表第1及び別表第2に掲げる措置基準のいずれかに該当する場合に、同表の定めにより、期間を決定して志摩広域消防組合発注工事等の入札参加資格を停止する措置をいう。

(指名停止の審査機関)

第3条 管理者が指名停止を決定しようとするときは、構成市町と協議し、志摩広域消防組合入札審査会において審議するものとする。ただし、次条第1項により、構成市町の措置を適用し指名停止を行う場合はこの限りでない。

(指名停止)

第4条 管理者は、有資格業者が別表第1及び別表第2各号に掲げる措置基準のいずれかに該当する場合には、別表第1及び別表第2各号の定めにより、情状に応じた措置期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。ただし、別表第2に規定する指名停止措置基準のいずれかに該当し、志摩広域消防組合発注工事等以外において有資格業者を指名停止とする場合は、原則として、措置期間等について構成市町の行った措置を適用するものとする。

2 管理者は、前項により指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名及び一般競争入札を行うに際し、当該措置に係る有資格業者又はこれらを構成員とする共同企業体を指名及び一般競争入札の参加対象としてはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名及び一般競争入札の参加対象としている場合には、これを取り消すものとする。

3 管理者は、第1項の規定による指名停止を行ったときは、当該措置に係る有資格業者が工事等の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

4 指名停止の期間は、3年を超えることはできない。

(下請人に関する指名停止)

第5条 管理者は、前条第1項による指名停止を行う場合において、当該措置について責めを負うべき有資格業者である下請人があるときは、当該下請人に対して、情状に応じた措置期間を定め、指名停止を行う。

(共同企業体に関する指名停止)

第6条 管理者は、共同企業体が別表第1及び別表第2各号に掲げる措置基準のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定に準じて当該共同企業体の構成員（明らかに、当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、情状に応じた措置期間を定め、指名停止を行う。

(指名停止期間の特例)

第7条 有資格業者が1の事案により別表第1及び別表第2各号の措置基準の2以上に該当した場合は、当該措置基準ごとに規定する期間の最も長いものを適用する。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止期間を加重するものとする。（措置基準に該当する事実又は行為が当初の指名停止を行った前のものを含む。）

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1及び別表第2各号の措置基準に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

- (2) 別表第2第2号、第3号及び第7号の措置基準に係る指名停止の期間満了後10年を経過するまでの間に、別表第2第2号、第3号及び第7号の措置基準に該当することとなったとき。
- 3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1及び別表第2各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を措置期間（短期の期間）の2分の1まで短縮することができる。
- 4 管理者は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を措置期間（長期の期間）の2倍まで延長することができる。
- 5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1及び別表第2各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 管理者は、指名停止期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 管理者は、競争入札資格者名簿の登録期限を超えて指名停止の期間を定めることができる。この場合において、登録期限満了前に指名停止を受けた有資格業者が指名停止期間中に入札参加資格の更新を行ったときは、当該指名停止の措置も引き継ぐものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第8条 管理者は、第4条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は志摩広域消防組合職員又は構成市町職員が談合であると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項又は第3項に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等

入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(3) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく志摩広域消防組合の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

(4) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

(5) 志摩広域消防組合又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

（事案の報告等）

第9条 志摩広域消防組合発注工事等を直接施行する所属の課長は、所掌する工事等について、指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要が認められるときは、工事等に係る事故・違反行為発生報告書（様式第1号）に意見を付して志摩広域消防組合入札審査会に報告するものとする。

（指名停止の通知及び報告）

第10条 管理者は、指名停止の措置（指名停止期間の変更及び指名停止の解除を含む。）が決定されたときは、様式第2号から様式第4号までにより当該有資格業者に通知するものとする。

（指名停止の期間の始期）

第11条 指名停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

（契約の相手方の制限）

第12条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

（災害時等の相手方の決定の特例）

第13条 管理者は、志摩広域消防組合発注工事等を随意契約により発注

しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当したときは、前条の規定にかかわらず、指名停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。

- (1) 災害時の応急工事等で他の業者に施行させ難いと認められるとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の業者に施行させ難いと認められるとき。

（下請等の禁止）

第14条 指名停止の期間中の有資格業者は、志摩広域消防組合発注工事等を下請けすることができない。ただし、当該有資格業者が指名停止の期間の開始前に下請けした場合は、この限りでない。

（指名停止業者が合併等をした場合の指名停止の効果）

第15条 指名停止期間中の有資格業者の業務が合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれた場合は、指名停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第16条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

指名停止措置基準 (事故等による措置基準)

措置基準	措置期間
(虚偽記載)	
1 志摩広域消防組合発注工事等の競争入札に係る、申請書、届出書、資格確認資料等調査資料に虚偽の記載をし、工事等請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 箇月 (第 7 条第 2 項(1)適用は 2 倍加重)
(過失による粗雑工事等)	
2 志摩広域消防組合発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1 箇月以上 1 2 箇月以内 (第 7 条第 2 項(1)適用は 1. 5 倍加重)
(契約違反)	
3 第 2 号に掲げる場合のほか、志摩広域消防組合発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内 (第 7 条第 2 項(1)適用は 1. 5 倍加重)
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
4 志摩広域消防組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に損害を生じさせたと認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内 (過失が大きいと認められる場合は、適宜加重) (第 7 条第 2 項(1)適用は 1. 5 倍加重)
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
5 志摩広域消防組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	1 箇月以上 4 箇月以内 (過失が大きいと認められる場合は、適宜加重) (第 7 条第 2 項(1)適用は 1. 5 倍加重)

別表第 2 (第 4 条関係)

指名停止措置基準 (不正行為等に基づく措置基準)

措置基準	措置期間
(贈賄)	
1 公共工事に関し、有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕	2 4 箇月

を経ないで公訴を提起されたとき。	
(独占禁止法違反行為)	
2 公共工事に関し、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 2 箇月 (第7条第2項(2)適用は24箇月) (第8条適用は24箇月)
(競売入札妨害又は談合)	
3 公共工事に関し、有資格業者の役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 箇月 (第7条第2項(2)適用は24箇月) (第8条適用は24箇月)
(建設業法違反行為)	
4 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 箇月以上1 2 箇月以内 (第7条第2項(1)適用は2倍加重)
(不正又は不誠実な行為)	
5 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 箇月以上1 2 箇月以内 (第7条第2項(1)適用は2倍加重)
6 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第5号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等契約相手方として不相当であるとき。	1 箇月以上1 2 箇月以内 (第7条第2項(1)適用は2倍加重)
(暴力的不法行為等)	
7 次の(1)から(10)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、工事等請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	指名停止をした日から当該機関を経過し、工事請負契約の相手方として適当であると認められる状態となるまで。
(1) 有資格業者の役員等が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	2 4 箇月
(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	1 2 箇月 (第7条第2項(2)適用は24箇月)

<p>(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>9 箇月 (第 7 条第 2 項(2)適用は 1 8 箇月)</p>
<p>(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6 箇月 (第 7 条第 2 項(2)適用は 1 2 箇月)</p>
<p>(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>3 箇月 (第 7 条第 2 項(2)適用は 6 箇月)</p>
<p>(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6 箇月 (第 7 条第 2 項(2)適用は 1 2 箇月)</p>
<p>(7) 有資格業者の役員等又は使用人が、業務に関し、暴力行為（注 1）を行ったと認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 1 2 箇月以内 (第 7 条第 2 項(2)適用は 2 倍加重)</p>
<p>(8) 有資格業者が、志摩広域消防組合発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。</p>	<p>3 箇月以上 6 箇月以内 (第 7 条第 2 項(2)適用は 2 倍加重)</p>
<p>(9) 有資格業者が、志摩広域消防組合発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p>	<p>3 箇月以上 6 箇月以内 (第 7 条第 2 項(2)適用は 2 倍加重)</p>
<p>(10) 有資格業者が、志摩広域消防組合発注工事に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月</p>

注 1 7 (7) 記載の「暴力行為」とは、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 1 5 年法律第 6 0 号）の暴行、脅迫、傷害、毀棄等をいい、この条項は当該業務に関しこれらの暴力行為を行ったと認められるときに適用する。

様式第 1 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

志摩広域消防組合入札審査会

会長 様

課長

工事等に係る事故・違反行為発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
受付番号	
入札・契約等名称	
発生日時	
発生場所	
事故・違反行為等 内容	
指名停止等に係る 担当課の意見	

経過表

年月日	内容	備考

様式第2号（第11条関係）

第 号

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

志摩広域消防組合管理者

指名停止通知書

下記のとおり建設工事等の競争入札について指名停止を決定しましたので通知します。

記

- 1 指名停止の理由
- 2 指名停止の期間

様式第3号（第11条関係）

第 号

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

志摩広域消防組合管理者

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で建設工事等の競争入札について指名停止を通知しましたが、下記のとおり当該指名停止期間を変更したので通知します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更前指名停止期間
- 3 変更後指名停止期間

様式第4号（第11条関係）

第 号

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

志摩広域消防組合管理者

指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号で建設工事等の競争入札について指名停止を通知しましたが、下記のとおり指名停止を解除しましたので通知します。

今後は、再度かかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 解除理由

2 解除年月日